

今、電子メディアとの付き合い方で特に気をつけて欲しいこと

鳥取県教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子どもたちが家庭で過ごす時間が長くなり、家庭におけるテレビ・ゲーム・スマートフォン等の利用機会が増加していることと思います。そのような中で、生活習慣が乱れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりしないよう、特に以下のことに気をつけましょう。

児童・生徒のみなさんへ

- 電子メディア機器（※）を使いすぎて生活リズムが乱れないよう、勉強・運動・お手伝い・読書など、1日の計画を立て、時間を有効に使うよう心がけましょう。
- 新型コロナウイルス感染症について、インターネット上で「感染防止に〇〇が効果がある」「△△が売り切れる」「ウイルスに感染した人が、××の店に行ったらいい」等、事実ではない、不確かな情報が広がっています。正しい情報は国や県など公的機関や報道機関で確認し、冷静に行動してください。また、このような不確かな情報を拡散することは多くの人に迷惑をかけるので、絶対にやめましょう。
- 次のようなトラブルや犯罪被害に巻き込まれないよう、十分に気をつけましょう。

家庭で過ごしている様子を何度もSNS等に投稿したり、不正アプリを利用したりしてしまったことで、知られたくない個人情報が流出してしまう
知らない人から連絡が来るようになったり、言葉巧みに誘われ、誘拐されたりする
オンラインゲームやゲームアプリ等で高額な課金をしてしまう
不確かな情報の拡散や不適切な投稿をしたことにより、炎上してしまう
フリーマーケットやオークションなどを個人間で直接の取引を行うことにより、商品が届かない、偽物が届くといった被害にあう
マンガなどを撮影して投稿したことにより、著作権侵害で訴えられる

- 新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、感染した人、感染した人の家族や長時間一緒に過ごした人、また、その治療に関わる人が傷つくような冗談や悪口・いじめ・SNSでの誹謗中傷を絶対にしてはいけません。
- （※）テレビ、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機等

保護者の皆様へ

- 子どもたちが、犯罪被害に巻き込まれたり、生活習慣が乱れたりしないように、各家庭において親子で話し合いをして、電子メディア機器利用のルール作りを行っていきましょう。また、すでにルール作りができていない家庭でも、もう一度話し合って、ルールを見直してみるのもよいでしょう。

※ 鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会（事務局：鳥取県教育委員会社会教育課）で作成した「電子メディアとの付き合い方 学習ノート（シート）」のバックナンバー（平成29年度から令和元年度まで）を社会教育課ホームページ<https://www.pref.tottori.lg.jp/285668.htm>に公開しましたので、ご家庭での話し合い・ルールづくりに是非ご活用ください。

【困ったときの相談窓口】

もしものときや、困ったときには、一人で悩まず、相談しましょう。親身になって話を聞いてくれます。

インターネットを利用した犯罪にあったら	鳥取県警察本部【警察相談専用電話】#9110（通常の通話料がかかります。IP電話不可） 0857-27-9110 【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110（代表） 【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp
架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら	消費者ホットライン 188（いやや）（局番なし） 鳥取県消費生活センター【東部消費生活相談室】0857-26-7605（県庁第2庁舎2階） 【中部消費生活相談室】0858-22-3000（倉吉交流プラザ2階） 【西部消費生活相談室】0859-34-2648（米子コンベンションセンター4階）
ネットいじめに悩んだら	相談電話・メール【子どもの相談ダイヤル】0120-0-78310（なやみおう）（無料・毎日24時間） 【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp 【いじめ110番】0857-28-8718（毎日24時間） 【子どもの人権110番】0120-007-110（平日のみ8時30分～17時15分） （無料・IP電話不可）